

知立市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知立市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。以下同じ。以下「受注者」という。）が、当該建設工事に係る請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における知立市工事請負契約約款（土木工事用・建築工事用）（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書きに基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする場合等の事務取扱に関し必要な事項を定める。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事を除いた工事とする。

- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事（以下「複数年度工事」という。）で、当該年度が最終年度でない工事
- (2) 履行保証を付した工事で、役務的保証を必要とする工事
- (3) 知立市低入札価格調査等実施要綱（平成17年4月1日施行）に基づく調査基準価格以下の金額により契約した工事
- (4) その他市長が債権譲渡の承諾が適当でないとした工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡の相手方（以下「債権譲渡先」という。）は、事業協同組合（事業共同組合連合会等を含む。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 債権譲渡の金額は、請負工事が完成した場合は、請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び当該工事に係る請負契約（以下「工事請負契約」という。）により発生する遅延損害金等の、発注者が当該工事請負契約に基づき受注者に対して請求できる債権の額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合には、出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払

金、部分払金の支払額及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額（以下「工事請負代金」という。）とする。

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、契約変更後の工事請負代金債権の額とする。

3 前項の場合において、債権譲渡契約証書に記載された請負代金額及び債権譲渡額は、契約変更後のものとする。

4 第2項の場合において、受注者は、債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出してその旨を通知しなければならない。

（債権譲渡を承諾する時点）

第5条 発注者は、債権譲渡を承諾する場合は、対象工事の出来高（複数年度工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が2分の1以上に到達したと認められる日以降に行うものとする。

（出来高確認）

第6条 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が当該出来高確認を行うものとする。

（債権譲渡の承諾の依頼）

第7条 債権譲渡の承諾の依頼をしようとする受注者は、次の各号に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1） 3通

(2) 受注者と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書（発注者の承諾を得ることを停止条件とした停止条件付債権譲渡契約であるものに限る。）の写し 1通

(3) 工事履行報告書（様式第2） 1通

(4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(5) 受注者及び債権譲渡先（以下「受注者等」という。）の印鑑証明書（3月以内に発行されたものに限る。） 各1通

2 受注者等は、複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾の依頼をする場合においては、前項各号の書類を工事請負契約ごとに提出するものとする。この場合において、印鑑証明書を既に発注者に提出しているときは、当該証明書の提出を省略することができる。

（債権譲渡の承諾の手続）

第8条 市長は、前条の依頼があったときは、速やかにその内容を確認し、受領した日から起算して7日（期限の日が市の休日に当たるときは、その翌日とする。）以内に債権譲渡を承諾するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の確認により債権譲渡を承諾すると決定したときは、債権譲渡承諾書（様式第3）を受注者等に交付するものとする。

3 市長は、債権譲渡整理簿（様式第4）により債権譲渡の依頼及び承諾状況の管理を行うものとする。

4 発注者は、第2条に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合は、承諾を行わないことについて決定し、速やかに債権譲渡不承諾通知書（様式第5）により受注者に通知するものとする。

（債権譲渡の対抗要件）

第9条 債権譲渡は、受注者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付がある承諾を得ることで第三者に対抗できるものとする。

（債権譲渡承諾後の中間前金払等の取扱い）

第10条 請負者等は、債権譲渡が行われた後は、当該承諾に係る工事について工事約款第36条第3項に規定する中間前払金及び同約款第39条第1項に規定する部分払の請求をすることができない。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

第11条 本制度における保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）による金融保証は、前払金の支払いを受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

（融資実行報告書の提出）

第12条 受注者等は、発注者による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに発注者に融資実行報告書（様式第6）を提出しなければならない。

2 受注者は、前条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

(請負代金の請求等)

第13条 債権譲渡先は、受注者が工事約款第33条第2項の検査に合格し、引渡しを行った後、確定した債権金額の請求に当たっては、次の書類を発注者に提出しなければならない。

(1) 工事請負代金請求書(様式第7) 1通

(2) 債権譲渡承諾書の写し 1通

(その他)

第14条 本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきもので、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるものとみなし、かつ、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意しなければならない。

2 本制度に係る債権譲渡によって、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

様式第1（第7条関係）

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

知立市長 様

（甲）譲渡人 住所

（受注者）氏名

（乙）譲受人 住所

（債権譲渡先）氏名

受注者（以下「甲」という。）が発注者（貴殿）に対して有する貴殿と甲との間で締結された令和 年 月 日付けの工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）に基づく下記の工事請負代金債権を、（以下、「乙」という。）に譲渡することにつき、知立市工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を依頼申し上げます。

乙は、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、知立市工事請負契約約款第42条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、貴殿による承諾以降は請求しません。

記

1. 工事名

2. 路線等の名称

3. 工事場所

4. 工期 着手 年 月 日

完了 年 月 日 ただし、契約変更により変更が生じた場合はその工期による。

5. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

(2) 前払金額 金 円

(3) 中間前払金額

及び部分払金額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

債権譲渡承諾書

年 月 日

（甲）譲渡人 様

（乙）譲受人 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できることを前提とし、及び下記の事項について乙に異議がないことを留めて、知立市工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって知立市工事請負契約約款第42条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払及び部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4. 並びに5.（1）及び（4）は変更後のものとする。
- 2 甲及び乙は、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。
- 6 債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、甲は乙に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知すること。

知立市長

印

債権譲渡不承諾通知書

年 月 日

（甲）譲渡人 様

（乙）譲受人 様

知立市長

年 月 日に提出された 工事に係る
債権譲渡承諾依頼については、下記の理由により承諾できないので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所
- 4 承諾しない理由
 - 締結済みの債権譲渡契約証書の写しの提出がないため。
 - 本件工事については、履行期限が 年 月 日であるところ、ここ数週間に渡り正当な理由無く作業が中止されており、現在までの工事進捗状況等から判断して履行期限までに工事が完了しない恐れがあるため。
 - その他（ ）

融資実行報告書

年 月 日

知立市長

様

(甲) 譲渡人 住所
借入人 氏名
(乙) 譲受人 住所
貸付人 氏名

甲が貴殿に対して有する次の債権の譲渡につき 年 月 日付けで承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき、乙は、甲に対して金銭を貸し渡し、甲は、これを借り受けましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、甲は、乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙は、これを確認しました。

記

譲渡債権の表示

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所
- 4 工期 着手 年 月 日
完了 年 月 日 ただし、契約変更により変更が生じた場合はその工期による。
- 5. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。
(2) 前払金額 金 円
(3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

振込口座

振込先金融機関 及び本支店名	口座番号 (右詰め)							
フリガナ		預金種別						
口座名義		1	普通	2	当座	3	その他	

様式第7（第13条関係）

工事請負代金請求書

年 月 日

知立市長 様

（譲受人） 住所
氏名
電話

添付の 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 _____ 円（うち消費税等相当額 _____ 円）

ただし、 _____ 工事の代金として

（内訳）

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 請負代金額 | 円 |
| (2) 前払金受領済額 | 円 |
| (3) 中間前払金受領済額
及び部分払金受領済額 | 円 |
| (4) 履行遅滞の場合における損害金等の額 | 円 |
| (5) 今回請求金額 | 円 |

2 振込口座等

振込先金融機関 及び本支店名	口座番号 (右詰め)							
フリガナ		預金種別						
口座名義		1	普	通				
		2	当	座				
		3	そ	の	他			